



北九州市立消費生活センター ヤング消費者トラブル情報 懐かしい友人から食事の誘い…それは 投資マルチの勧誘だった!

【相談事例】

高校時代の友人から食事に誘われた。行ってみると、マルチの上部会員も参加の食事会だった。暗号資産を使った海外投資で、100万円が短期間で3倍になるらしい。人に紹介すれば、紹介料7万円を報酬として得られることも魅力的だった。消費者金融2社のアプリで合計100万円を借りて、会費として振り込んだ。同僚を紹介して、紹介料7万円の報酬を得た。同僚は、すぐにクーリング・オフしたので、報酬の7万円を返金しなければならなくなった。しかし全く儲かっていないので、消費者金融の返済に追われ、返金することもできない。(20代女性)

「人を紹介すれば儲かる」誘いに要注意!

友人や知人からの誘いで、儲け話をもちかけられ「人を紹介すれば報酬が得られる」などと強調されて、よく理解できないまま、借金して契約させられてしまうケースが多く見られます。



【アドバイス】

- 実態や仕組みがわからないまま、借金してまで契約するのはやめましょう!
- 連鎖販売取引(マルチ商法)は、20日間クーリング・オフできます。
- 借金が残って被害者になるだけでなく、自らが勧誘・販売することで加害者となることがあります。
- 困った時や不安な時は、消費生活センターにご相談ください。



北九州市立消費生活センター【ウェルとばた7F】 ☎861-0999
小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟1F】 ☎582-4500
小倉南相談窓口【小倉南区役所3F】 ☎951-3610
八幡西相談窓口【八幡西区役所コムシティ4F】 ☎641-9782
※門司、若松、八幡東各窓口でのご相談については、
戸畑相談窓口☎861-0999へお電話ください

消費者ホットライン ☎188

(あなたの地域の消費生活センターにつながります。)